

平成27年度栃木県内における高齢者虐待の状況について

平成28年10月17日

栃木県保健福祉部高齢対策課

1 趣旨

平成27年度中、県及び県内市町において把握された「養介護施設従事者等による高齢者虐待」及び「養護者による高齢者虐待」の状況を公表するもの。

(※「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の状況については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1施行）」第25条により公表が義務付けられている。)

2 調査内容

- (1) 対象 65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例
- (2) 対象期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (3) 調査項目 通報件数、被虐待者の状況、虐待の種別、虐待者の状況など

3 調査結果

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報受理件数	6件	3件	10件	10件	15件
虐待を受けたと判断された件数	0件	1件	2件	2件	2件
被虐待者数	0人	1人	2人	3人	5人

(2) 養護者による高齢者虐待

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報受理件数	313件	268件	291件	344件	337件
虐待を受けたと判断された件数	211件	177件	174件	189件	200件
被虐待者数	216人	187人	179人	193人	202人

〈被虐待者の状況〉

- ① 性別 … 女性が77%、男性が23%となっている。
- ② 年齢 … 70～79歳の方が26%、80～89歳の方が51%となっており、70歳～80歳代が全体の77%を占めている。
- ③ 認知症の有無 …認知症ありの方が66%、認知症なしの方が32%、不明の方が2%となっている。
(介護保険認定済みの方のみ)
- ④ 要介護度 …介護保険の認定を受けている方が63%となっている。

〈虐待の種別〉

「身体的虐待」が49%で最も多く、次いで「心理的虐待」が24%、「介護・世話の放棄・放任」

が 16%、「経済的虐待」が 12%となっている。

〈被虐待者と虐待者との関係〉

「息子」による虐待が 43%で最も多く、次いで「娘」が 21%、「夫」が 14%となっている。

〈相談・通報者の種別〉

「介護保険事業所職員等」が 42%で最も多く、次いで「家族・親族」が 11%となっている。

〈被虐待者と虐待者との同居・別居の状況〉

同居が 91%となっている。

〈被虐待者の世帯構成〉

「未婚の子と同一世帯」が 38%で最も多く、次いで「子夫婦と同一世帯」が 25%、「夫婦二人世帯」が 15%となっている。

〈虐待への対応策〉

虐待事例への市町の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が 29%となっている。

分離を行った事例では、「契約による介護サービス利用」が 49%で、次いで「やむを得ない事由による措置(※)」が 14%、「医療機関への一時入院」が 11%となっている。

分離をしていない事例では、「養護者に対する助言・指導」が 32%で最も多く、「ケアプランの見直し」が 22%、「見守りの実施」が 13%となっている。

※「やむを得ない事由による措置」とは、老人福祉法の規定に基づき市町村の権限で行う特別養護老人ホーム等への入所措置をいう。